

遠資延任之由、此中有容體長大者三人、被抽召左右相撲了、

〔北條五代記〕福島伊賀守河鱸を捕手柄の事

見しは昔、さがみ小田原北條家の侍仁義をもつはらとし、禮儀作法たゞしく、其様嚴重に有て形義をみださず、若いやうをこのみ、分限にすぎたる振舞をなす者をば人あざける故、律義をたしなみ、君臣の禮いよぐをもんじ給へり、然にいせ備中守、山角紀伊守、福島伊賀守三人は、氏直はたものとの武者奉行、此等の人は數度の合戦に先をかけ、勇士のほまれをえ、其上軍法を忘れる故實の者也、ていれば、伊賀守は生れつきこつせんと異様にして、大男、大鬚有て形體風俗人にかはつていいちあるし、

〔奥州波奈志〕丸山

忠山公と申奉る國主の御代に出しは、丸山權多左衛門といふ大男也、これは近き頃の故にや人もよくしれり、この大をとこ江戸見物の爲、家老衆のうちのものと成てのぼりしが、大男のくせ道下手也、身はおもし、一日に二足づゝ、わらじをふみ切といへ共、足に相應せしわらじなれば、やどにつきてわらじ打、二足のわらじを作てはかねばならず、二足作仕まへば、はや御供揃といつもふれられ、日中つかれても馬にのれば、足下へつきて馬あゆむことあたはず、せんなく終日あゆみては、又わらじを作りて夜をあかし、やうく江戸へはつきたれど、かくの如くにては、歸らんやうなじとて、すまふとりとは思ひ付たりし、とぞ、一向手をじらず、只立合て両手にてはねる計なれども、はねられてあしをたつものなかりしとぞ、

〔今昔物語三十一〕常陸國〔〕郡寄大死人語第十七

今昔藤原ノ信通ノ朝臣ト云ケル人、常陸ノ守ニテ、其ノ國ニ有ケルニ、任畢ノ年四月許ノ比、風糸オドロクシク吹テ極々荒ケル夜、〔〕ノ郡ノ東西ノ濱ト云フ所ニ、死人被打寄タリケリ、其ノ